◎新潟県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　一般国道　292号

２　供用開始の区間

妙高市大字楡島字屋敷添251番１から同市大字楡島字道端315番４まで及び同市大字楡島字浦川原143番１から同市大字楡島字道端315番４まで

３　供用開始の期日　　平成26年４月１日